# 平成28年第8回玉名市農業委員会総会議事録

平成28年8月5日(金)午後2時 玉名市福祉センター 会議室

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番 永田 知博 2番 鶴田 克士 3番 清田 順次 4番 西畠めぐみ 5番 赤松 繁之 6番 横手 良弘 8番 松本 恒幸 9番 荒木 享二 10番 竹下 宏介 11番 浦谷 幸司 12番 志水 武保 13番 森川 正志 14番 下川 安 15番 平野 忠臣 16番 野澤 博幸 17番 髙根 政明 19番 中嶋 昭二 20番 斎藤 潔公 21番 田上 一 22番 小山久仁江 23番 中島 浩輔 24番 徳井 勝美 27番 寺井 廣喜 28番 宇佐 勝則 29番 今上 公男 30番 平本 博 31番 永田 眞一 32番 出口 京子 35番 中村 亘 33番 井本 義和 34番 尾池 秀實 36番 丸山 陽治 37番 堀田 昌子 38番 村端 一弘

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

7番 井上 清晴 18番 取本 一則 25番 田上 敏正 26番 高田 優子

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0 名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 福田 高広 次長 二階堂 正一郎

参事 西山 美和 主査 田川 由香 主事 野村 由香 主事 笠原大志郎

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0 名

### 議題

- 第 50号農地の所有権移転許可申請について(3条許可分)
- 第 51号農地の賃借権設定許可申請について(3条許可分)
- 第 52号農地の使用貸借権設定許可申請について(3条許可分)
- 第 53号農地の転用許可申請について(4条許可分)
- 第 54号農地の転用許可申請について(5条許可分)
- 第 55号農用地利用集積計画の決定について
- 第 56号農用地利用配分計画案の意見決定について

#### 報告

- 第 20号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について(18条)
- 第 21号許可不要転用届について

#### 1. 開 会

**○事務局長(福田高広君)** 定刻になりましたので、ただいまから農業委員会を始めた いと思います。

本日は7番の井上委員と18番、取本委員、25番の田上委員、26番、高田委員から欠席の届出があっており、現在34名出席でございます。農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しておりますので、平成28年第8回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

\_\_\_\_\_

### 2. 会長挨拶

- **〇事務局長(福田高広君)** 永田会長より御挨拶をいただきまして、会議規則第4条により議長をお願いし、議事進行をお願いいたします。
- ○会長(永田知博君) 皆さん、こんにちは。きょう会場に入ってくる前にですね、玄関先で中嶋委員とお会いして、最初の挨拶が「暑かなあ」ていうのがスタートで、「暑かなあ」て言うてですね、涼しくなるわけじゃありませんけれども、御挨拶はいつもそういう感じになっております。非常に猛暑続きでございまして、熊本県はワースト1、2というような記録を出しております。熱中症なんかは本当に身近にかかっておる状態でございますので、お互いに十分注意して、作業あるいは管理のほうを頑張っていただきたいと思います。

それでは、早速でございますけれども、議事に入る前にですね、先月の29日に 荒玉地区の女性農業委員会の総会が振興局のほうで行われました。そこで今度新し く婦人部の会長に堀田委員さんが就任されましたので御紹介しときます。これから ひとつよろしく頑張っていただきたいと思います。

(拍手)

**〇会長(永田知博君)** はい、どうもありがとうございました。御紹介いたします。 それでは、早速ではございますけれども、議事に入りたいと思います。

本日の議案は、議第50号より議第56号までの34件と、報告20号より21号までの12件が提案されております。どうぞ慎重なる御審議かたよろしくお願いいたします。

\_\_\_\_\_

#### 3. 議事録署名委員指名

○議長(永田知博君) 本日の議事録署名委員は、29番の今上委員と30番の平本委員にお願いいたします。

----

## 4. 議事

○議長(永田知博君) それでは、早速議事に入ります。

議第50号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(福田高広君) 議第50号、農地の所有権移転許可申請について。農地 法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するも のとする。平成28年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、横田の申請人で、申請物件が大浜町の田2,900㎡外10筆、計26, 231㎡を子へ贈与するものです。

2番、伊倉の申請人で、申請物件が伊倉北方の畑688㎡を労力不足と経営拡張 による売買です。

3番、伊倉の申請人で、申請物件が伊倉北方の田181㎡を、労力不足と経営拡張による売買です。

4番、伊倉の申請人で、申請物件が伊倉北方の田561㎡を労力不足と経営拡張 による売買です。

5番、中坂門田の申請人で、申請物件が北坂門田の畑1,645㎡を弟へ贈与するものです。

6番、中と長洲町の申請人で、申請物件が岱明町の畑1,134㎡を労力不足と 経営拡張による売買です。

7番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑713㎡外1筆、計2,461 ㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

以上7件、合計32,901㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項、各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域の関係も問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案いたしております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員さんの説明をお願いいたします。

**〇12番(志水武保君)** はい、12番、志水です。1番の物件に関しましてはですね、 譲渡人と譲受人は親子でございまして、これは問題ないかと思います。

それと2番目の件は、労力不足と経営拡張となっておりますけど、実を言いますと、譲受人の隣が面積のこれになっておりますので、隣地ということで便利上だと思います。

それと3番と4番は譲受人が一緒で、3番と4番の譲渡人の御主人が亡くなっておられますので、両方とも労力不足と経営拡張ということで、下限面積も満たしておりますので妥当かと思います。以上です。

**〇議長(永田知博君)** はい、どうもありがとうございました。

1番から4番まで説明をしていただきました。

それでは、5番、どうぞ。

○13番(森川正志君) はい、13番、森川です。

この案件もですね、兄弟同士のあれで、下限面積も満たされており、問題ないか と思います。よろしくお願いします。

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。 それでは、6番、どうぞ。

**〇24番(徳井勝美君)** はい、24番、徳井です。6番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張ということで、下限面積も満たされており、 許可相当と思います。よろしくお願いします。

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。 それでは、7番、どうぞ。

○33番(井本義和君) 33番、井本です。7番の件を説明します。

売る人は労働不足、後継者の人が最近急に亡くなられたそうで、あとば買う人は 経営拡張と、現地が隣同士だそうでございますので、何ら問題なく許可相当と思い ます。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

担当委員の説明が終わりました。

皆さんより御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。 議第50号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第50号は許可することに決定しました。

次に、議第51号、農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請についてを議題 といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(福田高広君) 議第51号、農地の賃借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃借権設定許可申請について許可するものとする。平成28年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、滑石の申請人で、申請物件が滑石の畑764㎡を労力不足と経営拡張により、平成28年8月5日から5年間契約するものです。

2番、大浜町と福岡市博多区の申請人で、申請物件が大浜町の畑4,958㎡を相手方の要望と新規就農により、平成28年8月5日から1年間契約するもので、次の3番と関連がございます。

3番、大浜町と福岡市博多区の申請人で、申請物件が大浜町の畑9,772㎡の うち360㎡外1筆、計711㎡を相手方の要望と新規就農により、平成28年8 月5日から1年間契約するもので、前の2番と関連がございます。

以上3件、合計6,433㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないこと、下限面積要件も満たしていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案いたしております。よろしくお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

ただいま説明が終わりました。

受付番号1番から順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

**〇2番(鶴田克士君)** 2番の鶴田です。

貸人は労力不足、借人は経営拡張ということでございますが、借人の方は3名で 園芸をやっておられて、下限面積も満たされておりますので、許可相当と判断しま す。以上です。

- 〇議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。 それでは、2番、どうぞ。
- **〇9番(荒木享二君)** はい、9番、荒木です。2番、3番は関連しますので一緒に説明します。

申請地は、現在はJR九州ファームがハウスを建ててミニトマトを作っているところです。今回その一部をJR九州バスが借りて、1年間ミニトマトを作るという申請です。

そして、3番は、2番の下限面積にちょっと足りないために、また711㎡を借りて下限面積をクリアするためです。そして、3番の農地には露地野菜を作るということです。新規就農者なので新規就農審査会を開いて協議しまして、別に問題な

いと判断しましたので、許可相当と判断しました。以上です。

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

ただいま担当委員の説明が終わりました。

何か御質問などございませんでしょうか。

この件はですね、皆さんも視察に行かれたと思いますけれども、JR九州が今、 大浜の大栄地区に施設園芸をしとるわけですね。それを一部を今度バス事業部が農業参入したいということで、この前、先月総会のあとに審査会をして、その席でいるいろ説明をしたその件なんです。それで、あと1年間だけテスト期間としてここで施設と露地を利用して、キャベツを作ると、露地ではですね。それとハウスのほうは今までどおり、品種はかなり違うというような話でしたけれども、トマトを作るそうです。それで、あと1年後は福岡県のほうに施設を造って、そのJRのバス事業部が農業展開をするというそういう形です。それで玉名の場合は1年間だけテストのための参入ということでございました。

皆さんから何か御質問がございましたら。(「その後はJR九州さんがまた借らす 予定ですか」と呼ぶ者あり)現在のはですね、はい。そのままやめてもらうと大変 困るもんですから。

はい、ほかにはございませんか。

(なしの声)

**〇議長(永田知博君)** それでは、御意見、御質問がないようでございますので、採決 に移ります。

議第51号、農地法第3条農地の賃借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第51号については、許可することに決定いたしました。

それでは、次に、議第52号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(福田高広君) 議第52号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成28年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の畑10,023㎡のうち9,907 ㎡を農業者年金受給のため、平成28年8月5日から16年間契約するものです。 以上、1件、合計9,907㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項の各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との問題も関係ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案いたしております。よろしくお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、受付番号1番について、担当委員の説明を お願いいたします。

〇28番(宇佐勝則君) 28番、宇佐です。

使用貸・借人は親子で、農業者年金受給のためということです。何の問題なく許可相当と思います。

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

担当委員さんの説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。 議第52号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どお り決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第52号については、許可することに決定しました。 次に、議第53号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(福田高広君) 議第53号、農地の転用許可申請について。農地法第4条 第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平 成28年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が岩崎の田82㎡で、転用目的は貸駐車場です。農地区分は、都 市計画法に規定する用途区域で、第3種農地と判断いたしております。

以上1件、合計82㎡を御提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準の全ての項目ごとに適合するか否か審査し、いずれも不都合のないもの判断し、 御提案いたしております。地元委員さんと現地調査を行っております。

この件につきましては、先月可決に至らなかった件を再提案させていただいております。

よろしくお願いいたします。

O議長(永田知博君) はい、事務局の説明が終わりました。 担当委員さんの説明をお願いいたします。

○4番(西畠めぐみ君) 4番、西畠です。1番の案件について説明しますが、これは 先月始末書付きで申請があがっていて、保留となった問題物件です。現状はもう既 に駐車場として利用されていて、農地に戻すのも不可能と思われますので、無断転 用を解消するためにも追認すべき案件と思います。

よろしくお願いします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

担当委員さんの説明が終わりました。

皆さんより御意見、御質問がございましたらどうぞ。

はい、どうぞ。

○20番(斎藤潔公君) 20番の斎藤です。

前回その保留ということになったのはどういう点で、そしてそれがどういうふう に進展して今回許可してくれということになったんですか。

**〇事務局長(福田高広君)** 前回は始末書だけでは甘いんじゃないかという意見が出されまして、一月ぐらい保留にしたらいかがということでそういうことになったと思います。

ここに参考までに14市の3条と5条をとってみましたけど、やはりですね、無断転用は無断転用なんですけど、先ほど担当委員さんもおっしゃられたとおり、無断転用を解消する意味でもですね、追認して、許可基準の全てを満たしているものは、やっぱり追認するべきと思いますので、再度提案させていただいております。

(「ちょっとよかですか」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(永田知博君) どうぞ。
- **〇17番(髙根政明君)** 17番、髙根です。

今、事務局長が言われたことはわかるんですけども、この間、始末書を聞いてみるとですね、平成11年からだったかな、既に17年間も無断転用されとるわけですね。これが1年とかですね、ちょっとの間ならですね、そのへんはですね、いいとして納得できるわけですけれども、17年前からですよ、そがんされとったということで、いろいろ継続審議をしようということになったと思うとですよね。いろいろ尋ねてみようと。これは申請人を多分訪ねられたと思うので、事務局のほうでですね、会長と事務局で。申請人とかそれから税務課の調査などもしようということで継続になっとっとて思うとですよね。一月ぐらい先延ばしをしようというあれじゃなかですもんね、結論としては、継続になった理由は。一月ぐらい先延ばしし

てしようということを今言われたけども、そういうことじゃなかっでしょう。調査 をしてみようということだったでしょう。

- **〇事務局長(福田高広君)** 担当委員さんも申し上げられましたとおり、無断転用てい うとは、大きな声では言えませんけどいたる所にあると思うんですよ。それをこう いう申請において解消していくというとが必要かと思います。
- ○17番(高根政明君) そらわかっとですね、それはわかります。17年も前からですたいね、そういうことをされとるから、継続して審議をしてみようと、聞いてみようということで再度議案にあがっとっと思うとですよね。

どがんですか本人あたりと話されました。そして、この間の事務局の始末書の説明も11年ぐらいからだろうと、平成11年ぐらいからだろうと。ある委員さんは、なんな昭和11年からなということをちょっと言われたけども、そのへんなはっきりした年数もわからんわけですか。いつからそがん転用、転用というか駐車場にされとるのか。

- **○主事(笠原大志郎君)** 代理人さんを通じて大体21年ぐらいからということで、聞いております。
- **〇事務局長(福田高広君)** 代理人さんを通じて平成21年ぐらいからと確認しております。
- **〇17番(高根政明君)** 大体とかなんとかですたいね、あまりにも大雑把だもん。それはされた人は知っとらすて思うですよ。
- **○20番(斎藤潔公君)** 税金関係はどうだったんですか。税金も問題になっていたと 思うんですが。
- **〇事務局長(福田高広君)** 税金は来年から宅地課税ですかね、宅地課税です。今までは田で課税されてます。
- **〇17番(高根政明君)** まいっちょよかですか、この中をちょっと読ませてもろたばってんが、各市の回答もですね、現況で課税しとっていうところも何市かあるわけですね。玉名市がほっで見落としとったていうことですたいね、税務課が、そういうことでしょう。
- ○事務局長(福田高広君) 結論的にそういうことです。
- **〇17番(高根政明君)** まあ狭かけんですね、このへんはわからなかったらわからんとよね。
- ○事務局長(福田高広君) 私のほうからこういうことを言っていいのかなんかわかりませんけど、許可するのは3条も4条も5条も一緒なんですけど、許可要件を満たしていれば始末書が付いてて追認の形になるんですけど、やっぱり許可していくべきだと思います。

**○17番(高根政明君)** それは、ほっだけん許可せんてな誰も言いよらんわけだけん、 許可せんとは。継続して調査をしてみようと、尋ねてみようていうことばこの間決 めたて思うとですよね。許可しませんていうのはこれは言えんでしょう。

あといっちょよかですか、ついでに、この各市の回答で、8番の2枚目の八代市、なんか尋ね方、事務局の尋ね方、許可の先延ばしとかなんとか、ちょっとこういうことはいかがなものかなと思うばってんがですね、真ん中ごろから、次に、許可の先延ばしの件につきましては、農林水産省通達の申請から許可までの期間が明記されていますので、先延ばしはできないものと解しております。ということが書いてあるばってんが、農林水産省通達、どがんした文言かちょっと紹介していただきたいと思います。

- **〇事務局長(福田高広君)** 農業委員会における標準的な処理期間というのがございまして、4週間と明記されております。
- ○17番(髙根政明君) 何が、4週間ていうと。
- ○事務局長(福田高広君) 申請があって、農業委員会でいずれかの結論を出す期間が 4週間です。
- **〇17番(高根政明君)** 結論、可決か否決かを出すのが。それと今度は一月ぐらい遅れたですたいね。これは関係ないの。
- **〇事務局長(福田高広君)** 一月遅れだけんでもう一回出してるわけです。
- **〇17番(髙根政明君)** ほっだけん、4週間。
- ○事務局長(福田高広君) 4週間を超えているのでもう一回出しております。
- ○議長(永田知博君) 髙根委員さん、いろんな見方があると思いますけども、この今申し上げましたとおり、耕作放棄地あるいは無断転用、こういったものを今まで案外始末書の添付という形で、ずっと認めてきたようなとこは大いにあるわけですね。それで、本当ならばやっぱり正直申し上げて、髙根委員が言われるようにですたいね、そのへんをもうちょっとやっぱり農業委員会の立場として、もっと強固な姿勢を示すというか、そのへんがやっぱり大事じゃないかなとは思いますけれども、今回のこの立願寺の件につきましては、今までどおり許可することでよろしゅうございますか。
- **〇17番(髙根政明君)** ちょっと会長よかですか。
- 〇議長(永田知博君) はい。
- 〇17番(高根政明君) ほっでですね、この7番の水俣市に書いてあるごとですね、 農地を持たれている方、全てが農地法を熟知しているというわけではないと思われ ますと云々と書いてありますけれども、これは実際そがんて思うとですよね。だけ ん始末書にもですたい、そらほんなこて知らんだったという始末書もあって思うで

す。そうばってん今度は17年間もですね、前からそういう状況になっとっという ことはですね、ちょっとこれはいかがなものかなと思うたから、継続して審議ばし てくれんですかとお願いをしたわけですけんね。御理解いただきたいと思います。

- ○議長(永田知博君) はい、今言われることはもっともだろうと思います。それこそ 長年にわたりそういうふうにして無断で使用してきておられますので、これからは そういうことを特に気をつけて、注意しながら進めてまいりたいと思います。それ で、髙根委員、よろしゅうございますか。
- ○17番(髙根政明君) はい、はい。
- ○議長(永田知博君) これからまた本当に気をつけて、案件についていちいち取り組んでまいりたいと思います。

それでは、議第53号、農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

#### (全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第53号については、許可相当と意見決定することに 決定いたしました。(「ちょっと質問いたします」と呼ぶ者あり) どうぞ。

- **○3番(清田順次君)** こういう場合、違反転用ですたいね、罰則規定というのはかけられんとですか。罰金ですたい要するに。
- **〇次長(二階堂正一郎君)** 無断転用にはあります。
- **○3番(清田順次君)** 無断転用にはあっとだろう。玉名市でかくって思うならかけらるっと、罰金な。
- **〇次長(二階堂正一郎君)** かけらるっていうか、順序を追っていけば。
- ○3番(清田順次君) 追っていけばかけらるっと。
- **〇次長(二階堂正一郎君)** はい。いきなりは、かけられんです。それと見つかって申請が出とる分にはかけられません。
- ○3番(清田順次君) 申請の出とっとにはかけられん。
- ○次長(二階堂正一郎君) それはあくまでも無断転用を解消するために申請をあげている。こちらが見つけた場合に何回も通告して、それでも従わん場合だけ。
- **○3番(二階堂正一郎君)** の罰則ね。ということは、罰則規定というのはあんまり意味のなかていうこったい。
- ○議長(永田知博君) それでは、次に議第54号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(福田高広君) 議第54号、農地の転用許可申請について。農地法第5条 第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平 成28年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が繁根木の田297㎡外1筆、298.30㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が山田の畑917㎡外9筆、計7,689㎡で、転用目的は店舗及び駐車場です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が山田の畑259㎡外1筆、計474㎡で、転用目的が建売住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

4番、申請物件が築地の田157㎡外4筆、計322.54㎡、転用目的が個人 住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と 判断しております。

5番、申請物件が伊倉北方の畑31㎡外1筆、計65㎡で、転用目的は宅地拡張 及び進入路拡張です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産 性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないと判断しておりま す。

6番、申請物件が宮原の畑394㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、 その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断 し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7番、申請物件が田崎の畑82㎡で、転用目的は資材置場です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

8番、申請物件が岱明町の畑340㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、 その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断 し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

9番、申請物件が岱明町の畑437㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、 その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断 し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10番、申請物件が岱明町の畑321㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、上下水管等が埋設され、教育・医療機関が500m以内に2つ以上ある農地で、第3種農地と判断しております。

11番、申請物件が岱明町の畑495㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上11件、合計10,917.84㎡を提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査し、いずれも不都合のないものと判断しましたので提案申し上げております。地元委員さんと現地調査も行っておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

説明が終わりました。

受付番号1番より順次担当委員さんの説明をお願いいたします。 まず、1番、どうぞ。

**○3番(清田順次君)** はい、3番、清田です。1番の案件について御説明申し上げます。

場所はですね、玉名駅の駅通り東側にダイレックスがある南側というふうなことなことで、吉田外科の裏側辺りになるというふうなことでございます。西側と北側は現状はですね、宅地になってるというふうなことでございます。南と東側は市道が入ってるというふうなことで、その先に鹿児島本線が走っているということでございます。

現地はですね、宅地基盤整備された一画というふうなことで、何ら問題はないというふうなことでございます。個人住宅の2階建てという、木造の2階建てという ことでございますが、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

それでは、2番、3番、4番までお願いいたします。

**〇5番(赤松繁之君)** 5番、赤松です。2番の案件について御説明いたします。

申請人は、建築及び土木工事業を行っておられて、今回 7,689 ㎡を知人の人から借り受けて、店舗 1,887.2 ㎡と駐車場を建築、造成して、賃貸しするための申請です。

場所は、築山小学校の東側に約2、300m行ったところです。糠峯団地の南西側とですね、南と北側に市道があり、西側と東側は民家があります。店舗は4月16日に建築し、北と西側の一部に調整池を設置し、土砂と雨水を溜め、そのあとに市道脇の側溝へ放流ということです。雨水は市の公共下水道へ接続し、給水は市の上水道を引き込むということです。周りは駐車場なので、農地には影響なく、現地調査の結果、許可相当と思われます。

続きまして、3番の案件について説明いたします。

申請人は建築工事業で、建売分譲住宅2棟を建築するための申請です。場所は糠峯団地の西側で、北側を市道が通り、東側は民家で、南側は休耕地、西側は地区の所有の水田があり、既に了承済みだそうです。建築物は木造瓦葺きの2階建てを2棟、57.96㎡と57.24㎡です。給水は公共上水道を利用し、雨水は地下浸透、生活雑排水は公共下水道へ接続し、農地への影響を配慮するということで、現地調査の結果、許可相当と思われます。

4番の案件について説明いたします。

申請人は会社員で、個人住宅と進入路を建設するための申請で、場所は208号の北側50mぐらいのところで、スーパーキッドの東側100mぐらいのところです。周りは住宅が点在しているところで、木造2階建ての専用住宅を建設するということです。給水は公共上水道を利用し、雨水は雨水枡を設置し、上水を側溝へ放流ということです。生活雑排水と雨水は公共下水道へ放流ということです。周りは住宅と雑種地ということで、農地には影響なく、現地調査の結果、許可相当と思われます。以上です。

- ○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。 それでは、5番、6番、同一委員さんでございますので、どうぞ説明をお願いいたします。
- ○11番(浦谷幸司君) はい、11番、浦谷です。5番の件について説明いたします。 5番の件は、申請人と譲受人が兄弟関係でありまして、弟さんのほうが結局その 畑の奥に宅地として持っておられまして、手前から進入路がありまして、その進入 路が少し狭くて入りにくいということと、宅地の奥行きが狭くて、少し広げたいと いうことで兄弟の中で話をされて、兄さんのほうが結局弟さんに譲与をするという ことで、何ら問題ないと思われます。

6番の件ですが、6番の場所は、玉南中学校の東側にありまして、北側に県道が通っており、西側には板金工の工場がありまして、東側には市道が通っております。そして、南側に宅地が家が建っております。その周辺に大体少し擁壁が低いので、擁壁を高めて、漏水しないようにするということでございます。そして、水道は東側の道路に市の水道が埋設してあります。それから、生活排水については、合併浄化槽を埋設して、東側の市道の側溝に流すということでございます。周りが住宅地でなっておりますので、住宅に対して何ら問題はないと思いますので、許可相当と思います。よろしくお願いします。

- ○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。 それでは、7番、どうぞ。
- **〇13番(森川正志君)** はい、13番、森川です。

この譲渡人と譲受人はこれは親子関係でありまして、転用目的がですね、資材置場としてあるけれども、大体物置が主だと思います。現地調査をいたしまして確認しまして、別に何ら問題ないと思います。許可相当と思います。以上です。

- ○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。 それでは、8番、どうぞ。
- **〇19番(中嶋昭二君)** 19番、中嶋です。8番の案件を説明します。

申請場所は国道208号線のお多福家具さんのあるところです。それから南へ30mのところです。転用目的は個人住宅です。西側には市道、北側には貸家があります。給排水は市の上水道を引きます。排水は合併浄化槽を設置し、西側の側溝へ放流するということです。雨水は雨水枡を設置、雨水側溝に流すそうです。

以上、現地調査の結果、問題ないと思います。

- ○議長(永田知博君) 9番もどうぞ。
- ○19番(中嶋昭二君) 9番の案件ですが、申請場所は、先ほど8番の案件の南側で、 転用の目的は個人住宅です。西側に市道、南側に農地があります。給水は市の上水 道を利用します。雑排水は市の下水道を利用します。雨水は雨水枡を設置のうえ西 側の側溝に流すそうです。周辺に被害が発生しないようにするのでよろしくお願い します。

以上、現地調査の結果、問題ないと思います。許可相当だと思います。以上です。

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

それでは、10番、どうぞ。

○20番(斎藤潔公君) 20番の斎藤です。

場所は睦合小学校から南のほうの、前回提案を申し上げましたところのすぐ近くのところです。譲渡人は静岡県の三島市と遠くにおられます。長い間耕作放棄地になっておりまして、周りは全部住宅になっております。すぐ近くに市道が通っておりまして、上水道、下水道も完備しております。雨水も集めて流れるようになっております。それで、今回は何ら問題点はないというふうに考えます。以上です。

- ○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。 それでは、11番、どうぞ。
- **〇23番(中島浩輔君)** はい、23番の中嶋です。11番の案件について説明いたします。

この場所は滑石の境川近く、境になってる境川から200mぐらい入ったところの中島という地区の住宅が並んでる一画です。ここは第2種農地で区域外、畑ですけど6、7年前から耕作されておらず、譲受人の目的は個人住宅の建設です。東側は譲渡人の所有地で、北側も譲渡人の住宅です。西側は畑です。南側は上下水道及

び側溝が整備してある市道です。給水については市の上水道を利用され、雨水は雨水井を設け、南側の側溝に接続し流します。生活の雑排水と汚水は、同じく市の下水道へ接続するとのことです。

先日、現地調査の結果、周囲との問題はないものと思われます。許可相当と思います。以上です。

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございました。

担当委員さんの説明が終わりました。

何か御意見、御質問はございませんでしょうか。 (「よかですか」と呼ぶ者あり) はい、森川委員どうぞ。

- ○13番(森川正志君) 13番、森川ですけど、前回もちょっとお聞きしましたけれども、この申請人さんがですね、やっぱり電話はなかっですよ全然、それで現地調査に行ったとこだけはある程度わかりますけれども、ほかの転用のあれなんか全然電話もなかもんだいけん、ああ、これはどこの部落の人かな、誰かなあというごたる感じです。これは徹底してやっぱり連絡を一報入れてもらいたいと思います。そこはどがんですか。
- ○議長(永田知博君) この件はですね、事務局のほうでは、徹底してちゃんと地元の 農業委員さんには連絡をしてくれというのは、常に言うのは言っておりますけれど も。
- ○事務局長(福田高広君) 5条の話ですか。(「3条、3条」と呼ぶ者あり)3条も 先ほど14市にお尋ねの回答が、3条の場合の電話番号の取り扱いについて回答を いただいておりますので、ちょっと3条は検討させてください。4条、5条は転用 で現地調査に行きますのでわかると思いますので、3条の電話番号についてはちょ っと検討させてください。(「はいはい、連絡を」と呼ぶ者あり)連絡をするよう には指導はしておりますので、農業委員さんには。
- **〇13番(森川正志君)** 市役所に行ったけんもうそっでよかて思うとらすとじゃなかっだろか。
- ○議長(永田知博君) はい、ほかにはありませんか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。 議第54号、農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可する ことに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第54号については、許可することに決定しました。

次に、議第55号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(福田高広君) 議第55号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。平成28年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

別紙、農用地利用集積計画案のとおり、市長より意見を求められております。今回は13ページから14ページまでの集積です。

所有権移転が1件の3,212㎡、利用権設定が9件の31,003㎡で、合計10件の34,215㎡の集積でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているものと考え、御提案申し上げております。

よろしくお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

何か御質問などございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 御意見、御質問もないようでございますので、議第55号、農 用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手 をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第55号については、原案どおり決定することになりました。

次に、議第56号、農用地利用配分計画案の意見決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(福田高広君) 議第56号、農用地利用配分計画案の意見決定について。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分 計画案に対する意見について、次のとおり決定する。平成28年8月5日提出、玉 名市農業委員会会長、永田知博。

別紙農用地利用配分計画案のとおり、市長より意見を求められております。16ページの配分計画集計表のとおり、賃貸借が1件の17,550㎡の配分でございます。配分計画案を決定することにより、中間管理機構が受け手に農地を貸し付けることになります。以上でございます。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問はありませんか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。 議第56号、農用地利用配分計画案の意見決定について、原案どおり意見決定する ことに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

**〇議長(永田知博君)** はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第56号については、原案どおり意見決定することに 決定しました。

\_\_\_\_\_

## 5. 報告

- ○議長(永田知博君) 次に、報告第20号、21号について、事務局より説明をお願いいたします。
- ○事務局長(福田高広君) 17ページでございます。

報告第20号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理しましたので報告いたします。平成28年8月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

17ページから19ページまでの10件、合計44, 392 m²の解約通知を受理しております。

20ページをお願いいたします。報告第21号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理しましたので報告いたします。平成28年8月5日、 玉名市農業委員会会長、永田知博。

2件の届出を受理しております。

以上、報告を終わります。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

事務局より報告がありました。

以上について何か御質問などございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 御質問もないようでございますので、本日予定しておりました 議案審議と報告を終わります。

----

# 6. その他

- **〇議長(永田知博君)** その他について、事務局のほうから何かございませんか。
- ○次長(二階堂正一郎君) お疲れさまです。今回ですね、冊子を4冊ほどお配りしております。まず、農業委員会の業務必携ですけども、これは毎年おあげしておる分です。あと3冊、農業委員会制度のテキストと農地法のテキストと農地利用最適化推進活動マニュアル、これは今年度、平成28年4月から農業委員会法が改正になりまして、農地等の利用の最適化というのが必須行事となっております。そのことに関していろいろ詳しく書いてありますので御一読をお願いしておきます。

もう1つ、これは1枚紙のカラーが少し入ってる用紙なんですけども、利用状況 調査の調査についてという紙をお渡ししてあると思います。これは先月ですね、お 話をしております利用状況調査に関して、ちょっとどういったふうにしたらいいか ということをちょっと簡単にまとめてみました。

まず、利用状況調査なんですけども、前回去年の調査でですね、作付けされていた農地とA分類で提出いただいた農地について、調査を行っていただきたいと思います。去年も用意しております航空写真ですね、それを後ろのほうにまた揃えております。これを見ながら現地を調査していただいて、赤丸とか青丸とか黄色の丸のシールを用意しておりますので、これをその写真のところに貼っていいただければと思います。

色分けしておりますけども、青色は前回調査でA判定だったのが、今回は耕作をされていたという農地です。黄色のほうが前回調査では耕作されていて、今回ちょっと荒れているなと思われてる農地、赤のほうはですね、前回A判定で、どうしてもB判定かなてなった農地と、新たにまたB判定として見つけていただいた農地に対して、ちょっとシールを貼っていただきたいと思います。

あと分類のほうは、A分類、B分類、下のほうに書いてありますので、これでよろしくお願いしておきます。終了してから後ろのほうに貼りますので、ちょっと見ていっていただければと思います。

よろしくお願いします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございました。

今後の取り組みについて事務局より説明が行われました。利用状況調査の今後の 取り組みについては、それぞれ自分自身で日程なども決めていただいて行っていた だきたいと思います。

----

#### 7. 閉 会

**〇議長(永田知博君)** それでは、慎重なる審議、本当にありがとうございました。 これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。 どうも長時間御苦労さまでした。お疲れさまでした。 ------閉 会 午後2時58分 以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成28年8月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農業委員 今上公男

農業委員 平本博